

## 枚方市営繕工事における積算内訳書の参考数量公開に関する取扱要領

### 1. 趣旨

この要領は枚方市が発注する営繕工事の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札時における入札参加者等の積算、工事費内訳書作成の効率化と負担軽減を図るため、設計価格の算出に用いる積算内訳書の参考数量の公開に関し、必要な事項を定めるものです。

### 2. 対象案件

原則として競争入札に付する建築工事、電気設備工事、機械設備工事のほかこれに類する建築及び建築設備等の工事を参考数量公開対象とします。ただし、設計施工一括方式等による工事、昇降機設備工事、ガス設備工事のほか、業者の参考見積を採用する工事のうち知的財産を侵害する恐れのある工事は参考数量公開の対象から除外します。

### 3. 対象項目

公開する項目は市が発注する工事の積算内訳書に記載されている名称、摘要、数量、単位とします。

また、積算内訳書において、数量を一式としている項目の根拠となる数量、共通仮設費や現場管理費等の算定に用いる根拠となる数量等については、参考数量公開の対象から除外します。

### 4. 公開する積算内訳書の取り扱い

公開する積算内訳書は、以下の通り取り扱うものとします。

- (1) 積算内訳書は、枚方市工事請負契約約款第1条第1項に定める設計図書に該当しない。
- (2) 積算内訳書に関する質疑は受け付けない。
- (3) 設計図書と積算内訳書の参考数量に相違等がある場合は設計図書を優先する。

### 5. 公開時期及び方法

積算内訳書の参考数量の公開は、原則として設計図書の公開と同様に市ホームページに掲載します。

附 則[令和6年3月14日決定]

この要領は、令和6年4月1日から施行する。